

お知らせ

えずこホール イベント案内

山の手事情社 シェイクスピア作
タイタス・アンドロニカス



東京の劇団、山の手事情社が初演から16年間温め続けたシェイクスピア初期の注目作品です。再演を重ね、舞台美術も衣装も演技も最高の仕上がり日本の伝統美術と傑作悲劇が濃縮され舞台空間に現れます。えずこシアターの演出を手掛ける倉品淳子や仙南圏域内の福祉施設などを毎年訪問している岩淵吉能も出演します。

12/5 [土]・6 [日]
①19:00開演 ②14:00開演
会場:大ホール
TICKET 全席指定 一般 3,000円 U-24 1,500円

中川博士×仙台フィル×ムジカ・ソルグス
展覧会の絵



圏域内の小学生が中川さんのピアノを聴いて描いた絵が、アニメーション作家の宇井さんの手によって曲に合わせて舞台上で動き出します。今までに見たことのない、子どもから大人まで楽しめるコンサートです。

12/12 [土] 14:00開演
会場:大ホール
TICKET 全席指定 一般 3,000円 学生 1,500円

みんなのえづこひろば
えずっこひろば

今回はスペシャル版!『音楽劇♪うんちく〜ん♪』を親子でリズムに乗って楽しもう。今年最後のえずっこひろばお楽しみに!

12/8 [火]
10:00~12:00
参加費:無料
会場:平土間ホール(出入り自由)
TEL 0224-52-3004
URL: http://www.ezuko.com/

作文試験・面接試験
・試験場所 同院大会議室
・採用予定日 平成28年4月1日
・受験手続き ホームページの募集要項に記載している提出書類を、期間内に提出してください。なお、ホームページからダウンロードできない方は、ご連絡いただければ郵送いたします。

※土・日・祝日を除く。
●申込締切 12月18日(金)必着
●申込・お問い合わせ 公立刈田総合病院総務課
☎0224(25)2145
(内線2406)
・ホームページ
http://www.katta-hosp.shiroishi.miyagi.jp

確定申告期間の非常勤職員募集

平成27年分の確定申告期間に非常勤職員を新規に募集いたします。

●仕事内容 確定申告書の書類整理、P

●お問い合わせ
仙台法務局大河原支局
☎0224(52)6053

職場のトラブル解決を労働局がお手伝いします!

個々の労働者と事業主との間のトラブル(個別労働関係紛争)が増えています。宮城労働局では、個別労働関係紛争を未然に防止し、また、紛争の迅速な解決を促進することを目的として、次の3つの制度を実施しています。

- ・総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談
- ・都道府県労働局長による助言・指導
- ・紛争調整委員会によるあっ

C入力、確定申告会場でのPC操作補助 など
●採用期間 平成28年1月〜平成28年3月
●時給 820円
(ほか交通費支給あり)

詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。ご不明な点は次の連絡先にお問い合わせください。

●お問い合わせ
大河原税務署総務課 千葉
☎0224(52)2202
(受付平日午前8時30分〜午後5時まで)

公立刈田総合病院よりお願い

冬季はインフルエンザや感染力胃腸炎が流行します。感染防止のため、小さいお子様や、発熱、嘔吐などの症状がある方の面会はご遠慮ください。また、受診されるときに咳などの症状のある方は、

せん
いずれの制度も無料で労使いずれもご利用いただけます。労働問題でお困りの場合は、次の総合労働相談コーナーをご利用ください。

●お問い合わせ
・宮城労働局総合労働相談コーナー(宮城労働局総務部企画室内)
☎022(299)8834
・大河原総合労働相談コーナー(大河原労働基準監督署内)
☎0224(53)2154

裁判所から

平成27年12月の広報テーマ

マスク着用をお願いします。※インフルエンザなどの流行状況により、症状のない方でも面会制限や、面会時のマスク着用をお願いする場合があります。

第67回人権週間

国際連合は、昭和23年第3回総会で世界人権宣言が採択されたのを記念し、昭和25年第5回総会において、世界人権宣言が採択された12月10日を人権デーと定めるとともに、すべての加盟国にこれを記念する行事を実施するよう呼びかけています。法務省と全国人権擁護委員連合会は、世界人権宣言が採択された翌年の昭和24年から毎年12月10日の人権デーを最終日とする一週間を人権週間と定め、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開しています。

は、「家庭裁判所調査官―家族・人・社会の架け橋―」です。

詳しくは、最高裁ウェブサイトをご覧ください。
(http://www.courts.go.jp/)

●お問い合わせ
・仙台地方裁判所事務局総務課広報係
☎022(222)6115
・仙台家庭裁判所事務局総務課庶務係
☎022(745)6203

北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深

人権週間中の行事は次のとおりです。特設人権相談所は、人権擁護委員がご相談をお受けします。相談は無料で、秘密は固く守ります。人権に関する問題でお困りの方は、どうぞご利用ください。

【特設人権相談所】

●日時 12月8日(火) 午前10時〜午後3時
●場所 蔵王町ごさいんホール
●内容 差別を受けた、暴行・虐待を受けた、セクハラ・パワハラを受けた、いじめ・体罰を受けた、名誉毀損・プライバシー侵害を受けたなど。

●日時 12月5日(土) 午前12時〜午後3時
●場所 大河原フォルテ
●内容 人権作文入賞者表彰式及び入賞作品発表、ステージ発表、人権イラスト・ポスター展(12月15日まで展示)紙芝居じゃんけん大会、仙南2市7町のゆるキャラ大集合など。

めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、及びその抑止を図ることを目的として、平成18年6月「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国民の間に広く拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題について関心と認識を深めるため、毎年12月10日から同月16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」として、啓発活動を実施しています。

●お問い合わせ
仙台法務局大河原支局総務課
☎0224(52)6053